



# 小砂駐在所だより

令和8年9月号

## 「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について

期間 ◆令和8年9月21日(月)から30日(水)までの10日間◆

◇ 運動の重点は以下の3点です！ ◇

- (1) 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 歩きスマホは危険ですのでやめましょう。
  - 夕暮れ時や夜間は、反射材用品やLEDライトなどを活用しましょう。
  - 9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になります。



JA共済・栃木県警察・宇都宮アート＆スポーツ専門学校

- (2) 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- 夕暮れ時は前照灯を早めに点灯しましょう。
- 運転中のスマートフォン等の通話や画面を見ることは交通事故に直結する大変危険な行為です。運転中は運転に集中しましょう。
- 自転車の飲酒運転も自動車同様に、厳正に処罰されます。  
「飲酒運転を絶対にしない、させない」という  
「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。



- (3) 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されました。  
基本的な交通ルールを遵守し、安全に利用しましょう。
- 全国では、自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約5割が、頭部に致命傷を負っています。  
自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、必ず頭部保護に効果のあるヘルメットを着用しましょう。



## 残暑見舞い

先月、那珂川町小川地内で、鮎のつかみ取りがあり、栃木県警察が誇るレクサスやGT-Rが展示されました。

(写真はその際に本職の長女がパトカーと並んで撮影したものです)

今年は、9月下旬ごろまで、厳しい暑さが続く予想されますので、皆様も無理をせず残暑を乗り切りましょう。